

西予市集会所等整備事業費補助金（省エネ推進事業分）について



令和8年度には、例年の整備事業分に加え国の重点支援地方交付金を活用し、省エネ推進事業分として補助を行います。

省エネ推進事業分としては、下記の2事業を想定しています。

①照明のLED化事業

○LEDは白熱電球や蛍光灯よりも消費電力が少ないため、省エネ効果が高く、電気代も安くなります。物価高が進む中、集会施設に係る各地区の負担軽減にもつながるため、照明のLED化について、ご検討ください。

○水俣条約締結国会議の決定を受け、水銀使用製品である蛍光灯は2026年1月から順次、製造と輸出入が規制されており、2027年末には、終了する予定となっています。

（蛍光灯自体の継続使用や、在庫の売買及び使用が制限されるものではありません。）

②省エネエアコンへの更新事業

○下記いずれかの省エネ基準を満たすものを対象とします。

- ・統一省エネラベル2つ星以上であること。
- ・省エネ基準達成率が100%以上であること。

○基本的には、家庭用の壁掛エアコンの設置をご検討ください。

○やむを得ない理由により業務用エアコンや省エネ基準等のない機器の設置を希望する場合は、あらかじめご相談ください。



③注意事項

- ・申請書は例年の整備事業分と同様に、令和8年4月30日（木）までに提出をお願いします。
- ・5月中旬ごろに採択事業を決定後、各申請者に通知する予定です。
- ・省エネ推進効果の最大化を図るため、交付決定後は特段の理由のない限り早期着工及び完了をお願いします。
- ・申請状況により、不採択となる可能性があります。

④お問い合わせ先

○西予市役所 まちづくり推進課 地域振興係 TEL：0894-62-6403